

一般廃棄物処理業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目9番
10号

氏 名 クリーンシステム株式会社
代表取締役 井古田 晃 伸
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり
許可する。

令和6年3月28日

越谷市長 福 田



営業所の所在地 及び名称	越谷市北越谷一丁目22番3号ビューメゾン・フカツ107号 クリーンシステム株式会社
取扱廃棄物の種 類	ごみ
収集運搬及び処 分の別	収集・運搬（保管・積み替えを除く）
営業区域	限定（越谷市立第一学校給食センター、第二学校給食セン ター、第三学校給食センター）
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

許可の条件	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例及び規則、その他関係法令を遵守すること。</p> <p>2 許可車両の保管場所は、さいたま市桜区道場三丁目603番7外15筆、さいたま市岩槻区古ヶ場二丁目10番2とする。</p> <p>3 許可車両には、産業廃棄物は一切積載しないこと。</p> <p>4 処分先について 可燃物は、東埼玉資源環境組合とする。 不燃物は、越谷市リサイクルプラザとする。 食品循環資源は、株式会社アイル・クリーンテック寄居工場（大里郡寄居町三ヶ山328番地）とする。</p> <p>許可の条件に違反が認められた場合、許可の取消しを行う。</p>
-------	---

遵守事項

- 1 許可車両等の関係する事故が発生した場合は、直ちに事故報告書を提出すること。
- 2 業務実績報告書は、毎月10日までに前月分を市長に報告すること。
- 3 許可申請事項に変更が生じた場合は、その事実の生じた日から10日以内に許可申請事項変更届を提出すること。
- 4 収集、運搬業務は、2人以上の乗車とすること。

許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	内容
令和6年3月28日	指令廃第42号	更新許可
令和7年4月17日	—	変更届（本店の所在地）
	以下余白	